

事故災害対策編

(海上災害対策計画)

1 総 則

第 1 章	計画の目的.....	事海 1-1-3
第 2 章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	事海 1-2-5
第 3 章	周辺の海上交通の現状.....	事海 1-3-11
第 4 章	対象災害の種類.....	事海 1-4-12

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策のうち、特に、海上災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 南あわじ市の区域で管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

第2節 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指し、この計画は、海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- (1) 南あわじ市の沿岸部における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、南あわじ市に被害が及んだ場合

第3節 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を行う。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、南あわじ市職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、また、特に必要と認めるものについては、住民にも理解を得る。

第5節 計画運用

住民及び関係機関においては、必要に応じて、細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図る。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、海上災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1 小型船舶の通信手段の普及 2 非常時の重要通信確保体制の整備 3 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	
近畿厚生局		救護等に係る情報の収集及び提供	
近畿農政局			水産物の安定流通に関する情報収集・提供
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達
近畿地方整備局	1 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること 2 直轄港湾施設の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急対策の実施 2 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 4 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 5 直轄被災港湾施設の緊急対策の実施	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 直轄被災港湾施設の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部	1 運航労務監理官の監 査・指導による船舶の 安全な運航の確保 2 PSC(ポ ートステートコントロール) の実施の推進、強化・ 整備 3 船舶の構造、設備等 の安全基準による船舶 検査の厳格な実施 4 危険物の船舶運送に 関する厳格な検査の実 施・立入検査	1 所管事業に関する情 報の収集・伝達 2 緊急海上輸送確保に 係る船舶運航事業者に 対する協力要請 3 特に必要があると認 められる場合の輸送命 令	
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)		1 貨物輸送確保に係る 貨物輸送事業者に対す る協力要請 2 道路運送に係る緊急 輸送命令に関する情報 収集	
神戸地方气象台	気象情報の収集・伝達体 制の整備、施設の充実	二次災害防止のための予 報・警報等の情報発表	
第五管区海上保安 本部 (神戸海上保安部・ 徳島海上保安部)	1 海上災害に関する防 災教育・訓練及び海上 防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整 備・保管及び排出油等 防除協議会の指導・育 成 3 緊急時連絡体制の確 立 4 県水難救済会の指導	1 海上災害に関する警 報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等 臨海部の被災状況の調 査 3 関係機関等への事故 情報の提供 4 海上における人命救 助 5 海上における消火活 動 6 避難者、救援物資等 の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路 及びその周辺海域の水 深調査 8 海上における流出油 等事故に関する防除措 置 9 船舶交通の制限・禁 止及び指導 10 海上治安の維持 11 海上における特異事 象の調査	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
近畿地方環境事務 所	廃棄物処理に係る防災体 制の整備	1 緊急環境モニタリン グの実施 2 災害廃棄物等処理対策	災害廃棄物等の処理

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団（第3特科隊） （第36普通科連隊） 海上自衛隊呉地方隊（阪神基地隊）		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
教育委員会			史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護・保全
県警察本部	1 捜索、救助、救急活動を実施するにあつての船舶・航空機等の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備	1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 防災施設・設備等の整備 5 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 6 防災に関する学習の実施 7 防災訓練の実施 8 防災に関する調査研究の実施 9 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務（人命救助、重油等回収など）の総合調整 2 市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 廃棄物・環境対策の実施 8 交通・輸送対策の実施 9 県所管施設の応急対応の実施	1 県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 南あわじ市

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
南あわじ市	災害予防の総合的推進	災害応急対策の総合的推進	災害復旧の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療 救護 2 こころのケア(看護 師等による心理的・社 会的支援) 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管 理	災害情報の放送	被災放送施設の復旧
西日本電信電話(株) (兵庫支店) (株)NTT [®] コモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーショ ンズ [®] (株)	電気通信設備の整備と防 災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の実 施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通信設備の災害 復旧
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)全日本トラッ ク協会		災害時における緊急陸上 輸送	
本州四国連絡高速 道路(株) (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	所管有料道路の整備と防 災管理	所管有料道路の応急対策 の実施	所管被災有料道路の復旧
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防 災管理	電気通信の疎通確保と設 備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害 復旧
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防 災管理	電気通信の疎通確保と設 備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害 復旧

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全但バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) (一社)兵庫県 トラック協会	災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン 兵庫エフエム放送(株)		災害情報の放送	
(公社) 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
(一社) 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的・身体的 支援

第7 常備消防

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
淡路広域消防事務 組合	災害予防活動の実施	1 消防防災活動 2 人命の救助、被災者 の応援救助 3 危険物施設の応急安 全対策 4 被害情報の収集及び 伝達 5 市の災害応急対策に 関する業務の支援	

第8 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路広域行政事務 組合	1 不燃性ごみ（粗大ごみを含む）処理施設の設置及び経営に関する事務 2 心身障がい児通園施設の設置及び運営に関する事務 3 その他関係市の広域行政の推進に関する事務
淡路広域水道企業 団	1 水道施設の整備と防災管理 2 水道施設の応急対策 3 応急給水
洲本市・南あわじ 市衛生事務組合ご み処理施設やまな み苑	1 清掃施設の整備と防災管理 2 清掃施設の応急対策 3 ごみ・災害廃棄物の処理

第9 その他

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
指定海上防災機関 ※((一財)海上災害防止センター)	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市等の災害復旧にあたっての助言等

※ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下、「海防法」という。）第42条の13に規定する指定海上防災機関

第3章 周辺の海上交通の現状

第1 南あわじ市周辺の海上交通の現状

大阪湾・播磨灘周辺の海上交通の特徴を概観し、防災対策の参考とする。

第2 内容

(1) 概況

当海域の陸岸には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油をはじめとする多くの石油類が取扱われている。

また、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入している。さらに、関西国際空港へアクセス船等が就航している。

これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗場等の海難（一般に航海に関する危険で、船舶が自力のみでは克服できない程度の危険等、航海に関する危険あるいは海上危険のうち、行政官庁に報告する必要があるものをいう。）が発生する蓋然性が高い海峡となっている。

(2) 海難の発生状況

当海域における最近3か年の要救助海難発生件数は、年間平均約177件である。

海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の42%を占めている。

(3) 海洋汚染の発生状況

当海域における近年の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別に見ると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に関わるものは少ない。

また、船舶に関わるものを原因別にみると、バルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の42%を占め、次いで海難によるもの、原因不明、破損によるものの順となっている。

(4) 海域の周辺環境

当海域は、兵庫県、和歌山県及び徳島県沿岸各所が瀬戸内海国立公園として指定されている。また、慶野松原、阿万、伊毘、沼島等の海水浴場が点在している。

大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等は、秋季から春季にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。

第4章 対象災害の類型

第1 趣旨

本計画の対象範囲とする災害類型を定める。

第2 内容

1 海難による人身事故

海難には、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水及び機関損傷などがある。

これらの海難の発生により、遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

このうち、人的被害が大きいケースは客船（定期客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。）の場合で、その代表的な事故は次のとおりである。

(1) 衝突

船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「見張り不十分」、「航法不順守」、「信号不吹鳴」、「速力の選定不適切」等となっている。

場所別では、船舶の輻輳する瀬戸内海が最も多い。

(2) 衝突（単）

船舶が、岸壁、栈橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「操船不適切」、「操舵装置・航海計器の整備・取扱不良」等が原因となっている。

場所別では、瀬戸内海等が最も多い。

(3) 乗揚

船舶が、水面下の栈橋、岩礁、沈船等により乗り揚げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「船位不確認」、「針路の選定・保持不良」、「水路調査不十分」等となっている。

場所別では、離島航路の多い南西諸島、九州北部及び西岸、瀬戸内海等の順となっている。

(4) 機関損傷

主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

原因別では、「船体・基幹設備の構造・材質・修理等不良」、「主機の整備・点検・取扱不良」等であり、これらが大部分を占めている。

(5) その他

転覆、火災、爆発、浸水などがある。

2 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な油種等による対応方法及び経時変化を整理する。

(1) 石油類

① A重油

- ・ 漁船や小型内航船等で燃料として使用するので流出件数としては最も多い。主な原因は、衝突・乗揚である。流出の規模は、通常小～中程度、防除日数は2～3日となることが多い。

流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。

- ・ 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

② C重油

- ・ 大型船の燃料として使用され、また、火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。
- ・ 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。

また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

③ 原油

- ・ 原油タンカーから、取扱ミス、衝突等の原因で漏洩事故が起こる。

流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。

非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。

原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。

- ・ 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発又は乳化（ムース化）したときは、C重油と同じである。

④ ガソリン

- ・ ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。
また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。
- ・ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては、住民に対し避難を指示するなど、二次災害の発生の防止を図る。
やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの待機拡散を抑制する。

(2) ケミカル類（有害液体物質）

- ・ 油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊と様々である。
多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、さらに複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。
- ・ 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

(3) 液化ガス

- ・ メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。
また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。
- ・ LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

2 災害予防計画

役割分担表..... 事海 2-0-17

第1章 基本方針..... 事海 2-1-19

第2章 活動・連携体制の整備..... 事海 2-2-23

第3章 情報の収集・伝達体制の整備..... 事海 2-3-24

第4章 災害応急対策への備えの充実..... 事海 2-4-25

<役割分担表>

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第1章 基本方針	事海 2-1-19								
第2章 活動・連携体制の整備	事海 2-2-23								
第3章 情報の収集・伝達体制の整備	事海 2-3-24								
第4章 災害応急対策への備えの充実	事海 2-4-25								
第1節 搜索、救助・救急、医療及び 消火活動への備え	事海 2-4-25	○						○	第五管区海上保安本部、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第2節 緊急輸送活動	事海 2-4-26								第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署
第3節 重油等の流出物の防除活動	事海 2-4-27	○							第五管区海上保安本部
第4節 研修・訓練の実施	事海 2-4-28	○							第五管区海上保安本部、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第5節 災害ボランティア活動の支援 体制の整備	事海 2-4-29			○					社会福祉協議会

第1章 基本方針

第1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。

第2 海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

さらに、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は、人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、第五管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に、陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う（別表1、2参照）。

また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、第五管区海上保安本部、指定海上防災機関等が防除にあたる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬及び処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため、自治体に対応せざるを得ない（別表3、4参照）。

平成9年1月に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、流出した重油が大量で、被害が広範囲に及んだため、海上保安本部、県、沿岸市町、その他防災関係機関、住民、さらにはボランティアが緊密な連携をとり対応にあたった。

このように被害が相当程度大きく防災関係機関等の連携による対応が求められる海上災害に対しては、近隣府県との広域連携も重要となっている。

別表1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知った時の人命の救助

別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根拠法令	任務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町村長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町村長を補助

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助にあたった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条第2項 (総括的な規定)	油、有害液体物質若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講じることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

(1) 大量の特定油が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をした者	海防法第39条第1項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。
・船舶の所有者又は管理施設の設置者 ・排出の原因となる行為をした者の使用者	海防法第39条第2項	排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の基準

- ・海防法施行規則第30条、第30条の2：油の濃度及び量の基準
濃度：1万cm³当たり10cm³以上、量：100リットル以上
- ・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の基準
海防法施行令別表第一第1号から第3号に掲げる有害液体物質の区分に応じた量
第一号 X類物質等：1リットル以上
第二号 Y類物質等：100リットル以上
第三号 Z類物質等：1,000リットル以上

(2) 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第40条	海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれのある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用のうち、国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をした者	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15 第1項～第2項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号、第103号 第31条第2号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号 〃 第6号 第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条 第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 活動・連携体制の整備

第1 趣旨

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

第2 内容

1 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につき、次の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じて、周知徹底を図る。

- (1) 参集基準
- (2) 夜間及び休日に災害が発生した場合における電話連絡網等を使った参集体制
- (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法等の周知
- (4) フェニックス防災システムの使用方法の習熟

2 防災関係機関相互の連携体制

市は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努める。

3 広域的な連携体制

(1) 近隣市町との連携体制

- ① 市は、平時より近隣市町との相互応援体制の連携強化に努める。
- ② 市のみで災害に対応することが困難な場合は、「消防団の相互応援に関する協定書」等に基づき、応援を要請する。
- ③ 災害が複数の市町にまたがる場合あるいは近隣市町において災害が発生した場合、市は協定等に基づき、相互応援に努める。
- ④ 各市町において保有する資機材の種類、数量、保管担当部署等について、平時から情報を共有し、非常時において、有効に活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会における連携体制の強化

- ① 平時より、各会員との連携を密にし、必要な資料交換、情報共有や訓練実施などに努める。
- ② 市は会員として、災害発生時、速やかに必要な対応が取れるよう体制を整備する。

第3章 情報の収集・伝達体制の整備

第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

第2 内容

県は、平時には、住民との情報交換や市町との連携にも活用し、災害時には、情報収集や被害予測を行い、迅速で的確な行政の意思決定、初動体制、復旧活動を支援する「フェニックス防災システム」を県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に整備している。

このシステムにより、情報の収集・伝達・共有手段を多重に確保して緊急時に備え、平時より情報の収集・伝達体制、分析体制の整備を行う。

1 情報の収集・連絡体制の整備

自然災害対策編 第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第5節「情報通信機器・施設の整備及び運用」に定めるところによる。

2 情報の分析整理

- (1) 市は、防災関係の職員に対し、指定海上防災機関の研修会、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把握に努める。
- (2) 専門的な知識を要する事項は、概ね以下のとおりとする。
 - ① 市周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。
 - ② 重油等が流出した場合における、市沿岸への漂着可能性に関すること。
 - ③ 重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。
 - ④ 補償請求に関すること。
 - ⑤ 環境への影響に関すること。
- (3) 市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化又はネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用する。

第4章 災害応急対策への備えの充実

第1節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

【危機管理部、消防団、第五管区海上保安本部、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合】

第1 趣旨

住民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う搜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

第2 内容

1 搜索活動への備え

- (1) 市は、搜索活動を支援するため情報連絡手段（無線通信設備）等の整備に努める。
- (2) 県は、搜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努める。
- (3) 第五管区海上保安本部及び県警察本部は、搜索活動を実施するための、船舶、ヘリコプター等の整備に努める。

2 救助・救急及び医療活動への備え

- (1) 市、県及び医療関係機関は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (2) 市は、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制の整備に努める。
- (3) 県は、被害が広域に及び、沿岸の関係市町ごとの対応が困難と予想される場合は、負傷者等患者の搬送及び受け入れが円滑に行えるよう、災害拠点病院、県医師会、消防機関、その他関係機関と連絡を密にして、後方支援を行える体制を整備する。

3 消火活動への備え

- (1) 市は、海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図る。
- (2) 第五管区海上保安本部及び淡路広域消防事務組合は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努める。
- (3) 第五管区海上保安本部及び淡路広域消防事務組合は、消防艇等の消防用設備・資機材等の整備促進に努める。

第2節 緊急輸送活動

【第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署】

第1 趣旨

災害発生時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送活動を実施するための体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 市は、緊急輸送用の車両等の確保について、あらかじめ定める。
- (2) 市は、ヘリコプター臨時離着陸適地をあらかじめ検討、指定する。
- (3) 第五管区海上保安本部は、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を実施できるように体制を整備する。
- (4) 県は、関係市町からの要請に応え、緊急輸送用の車両等をあつ旋できるよう、輸送機関との連携をあらかじめ図っておく。
- (5) 県及び市は、県が指定するヘリコプター臨時着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- (6) 県警察本部は、市への緊急物資の輸送、あるいは負傷者等の移送に際しての、道路交通管理体制の整備に努める。
- (7) 県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制にあたり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図る。

第3節 重油等の流出物の防除活動

【危機管理部、第五管区海上保安本部】

第1 趣旨

重油等の流出に対する備えについて定める。

第2 内容

1 重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。

重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。

また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害の可能性があることが最大の課題である。

さらに、物質によっては危険性が非常に高く初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。

そのためには、日頃から海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、県内の港湾で荷役される重油等に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等を、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

2 市の予防対策

市は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努める。

- (1) 油防除資機材の保有・管理
- (2) 化学消火薬剤等消火機材の整備
- (3) 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- (4) 市町間の応援体制の整備

3 環境保全対策

市、県及び防災関係機関は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、以下の体制整備に努める。

- (1) 平時の環境状況の把握
- (2) 環境調査体制の整備及び専門家等との連携
- (3) 国等の実施する研修等への参加
- (4) 海鳥等動物救護体制の整備

第4節 研修・訓練の実施

【危機管理部、第五管区海上保安本部、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合】

第1 趣旨

災害対応能力の向上のために研修・訓練について定める。

第2 内容

1 防災訓練

- (1) 市は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 市は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実戦的なものとなるよう工夫する。
- (3) 訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 研修

市は、各種研修会への職員の積極的な参加を図り、対応能力の向上に努める。

第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

【市民福祉部、社会福祉協議会】

第1 趣旨

災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

第2 災害ボランティア活動の環境整備

1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県の「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、社会福祉協議会は、市災害ボランティア活動支援マニュアル等の作成に努める。

2 受入体制の整備

社会福祉協議会は、大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

- (4) ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

- (5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

3 資機材等の確保等

あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンター等との間で災害時資機材の応援協定の締結を行う等の確保に努める。

第3 ボランティアの育成

災害時の応急対策活動において、ボランティアの協力は極めて大きな援助となるため、次によりボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティアの防災への理解を深めるため、防災知識、人命救助等について情報提供を行う。また、県が実施している災害ボランティア登録・研修制度への加入促進を図る。
- (2) 市外からのボランティアの受入体制について検討する。
- (3) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。
- (4) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第4 ボランティアセンターの設置

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸し出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

※ 資料編 「3-2 災害時応援協定等一覧」

3 災害応急対策計画

役割分担表..... 事海 3-0-33

第 1 章 基本方針..... 事海 3-1-35

第 2 章 災害応急活動体制の確立..... 事海 3-2-37

第 3 章 災害応急活動の実施..... 事海 3-3-40

<役割分担表>

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第3章 災害応急活動の実施
ペー ジ		事海 3-1-35	事海 3-2-37	事海 3-3-40
本部事務局	資 料 作 成 班		○	○
	情 報 分 析 班		○	○
	情 報 発 信 班		○	○
	広 報 班		○	○
	電 話 応 対 班		○	○
	救 助 消 火 捜 索 班			○
ロジチーム	人 事 総 務 班			
	財 務 ・ 庁 舎 班			
人命救助・輸送 確保チーム		輸送ルート確保班		○
避難所対 策チーム	健康福祉 グループ	救 護 対 策 班		○
		福 祉 対 策 班		
		保 健 対 策 班		
		ボ ラ ン テ ィ ア 班		○
	避 難 所 配 備 職 員			
	物資 グループ	食 料 ・ 飲 料 班		
		整 備 ・ 用 品 班		
		給 水 班		
環境・生活支援 チーム	ト イ レ 班			
	廃 棄 物 処 理 班			
	遺 体 班			
	被 害 認 定 班			
	生 活 支 援 班			
生活基盤・住宅 チーム	下 水 班			
	二 次 災 害 防 止 班			
	住 ま い 対 策 班			
教 育 班				
子 育 て 班				
特 命 班				
関係機関	第 五 管 区 海 上 保 安 本 部			○
	淡 路 広 域 消 防 事 務 組 合			○
	上 記 以 外			○

第1章 基本方針

第1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業への被害の拡大防止を図るため、とるべき応急対策について定める。

第2 応急対策の概要

1 海難による人身事故の場合

市は、沿岸海域において海上災害が発生したときは、自ら救助・救急活動を実施する他、第五管区海上保安本部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行う。

2 重油等の流出事故の場合

市は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令及び市地域防災計画に定めるところに従って、第五管区海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のために応急対策の実施に努める。

3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事 項	船 長 等	国	県	市
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・海上災害対策本部及び地方本部設置	・市災害対策本部の設置
捜索活動		・海上保安本部のヘリ等による捜索活動	・海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする市の捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	・海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする市の救助・救急活動
医療活動		・海上保安本部から市への医療活動要請	・市からの要請による県立病院の「救護班」の派遣又は医療機関への「救護班」の派遣要請	・市は医師の確保を行い「救護班」を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・市は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 (必要な場合に応じて)		・海上保安本部による市の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・市による消火活動 ・市は、必要に応じ、広域消防応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・市は、必要に応じ、県に対して県外の消防機関の派遣を要請

事 項	船 長 等	国	県	市
緊急輸送活動		- 海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 - 神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっ旋	- 県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 - 県は、市とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	市は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっ旋依頼）

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索・救助・救急・医療・消火、緊急輸送活動等

（2）重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事 項	船長等の防除義務者	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生	- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 海上保安本部から県等に情報連絡 - 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 - 防除資機材の調達	- 情報収集 - 海上災害警戒本部設置の準備 - 防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		ヘリによる航空監視	- 海上災害警戒本部及び地方本部設置 - 防除資機材の調達	- 沿岸市町の災害対策警戒本部設置 - 沿岸市町による防除資機材の調達
（陸岸に漂着する可能性大）			- 海上災害対策本部及び地方本部設置 - 県民局等による陸岸のパトロール	- 沿岸市町災害対策本部設置 - 沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	- 回収方針策定 - 市の回収作業計画の総合調整 - 災害救援専門ボランティアの派遣 - ボランティアの紹介窓口設置 - 必要により、自衛隊への派遣要請 - 必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっ旋	- 市による回収作業計画の策定 - 市による回収作業 - 市によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	（産業廃棄物の場合）船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		（産業廃棄物の場合）収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

第2章 災害応急活動体制の確立

【本部事務局】

第1 趣旨

海上災害発生時の活動体制について定める。

第2 内容

1 市の活動体制

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を淡路県民局に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

市は、重油等の流出事故が発生した場合は、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に積極的に参画する。

2 情報の収集・伝達

市は、以下の災害が生じたときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、県に災害情報を報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 市内の被害は軽微であっても、県内市町及び隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

報告内容、報告系統等は、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 動員の実施

海上災害発生時等の動員体制は、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第2節「職員の動員・配備」に定めるところによる。

4 組織の設置

海上災害発生時等における防災組織は、以下のとおりとする。

(1) 海上災害警戒本部の設置

名 称	海上災害警戒本部
設 置 者	市長
本 部 長	市長
設 置 場 所	南あわじ市役所本館
設 置 基 準	海上災害対策本部が設置される前又は海上災害対策本部が設置されない場合において、海上災害の警戒にあたる必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 警戒にあたる必要がなくなったと認められるとき。 2 海上災害対策本部が設置されたとき。
業 務	海上災害警戒本部は、海上災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行う。
組織・運営	災害対策基本法、南あわじ市災害対策本部条例の定めるところによる。

(2) 海上災害対策本部の設置

名 称	海上災害対策本部
設 置 者	市長
本 部 長	市長
設 置 場 所	南あわじ市役所本館
設 置 基 準	1 海難が発生し多数の死傷者が生じ、又は重油等が沿岸海域又は陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合（各々のおそれがある場合を含む）において、その状況を勘案して災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 2 その他不明の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。
廃 止 基 準	1 災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策を備えるために設置した場合で、海上災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業 務	海上災害対策本部は、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動期においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたる。
組織・運営	災害対策基本法、南あわじ市災害対策本部条例の定めるところによる。

(3) 災害時現地指揮所の設置

管内での被災状況の把握や応急対応を速やかに行い、かつ災害対策本部との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて災害時現地指揮所を設置する。

所掌事務

- | |
|---|
| ア 管内の応急対策に関すること
イ 災害対策本部との連絡・調整に関すること
ウ 各種情報の収集に関すること
エ その他管内の住民対応に関すること |
|---|

組織体制は、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」に定めるところによる。

5 防災関係機関との連携促進

自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等への応援要請」に定めるところによる。

第3章 災害応急活動の実施

【救助消火捜索班、救護対策班、輸送ルート確保班、ボランティア班、本部事務局、
第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合、洲本健康福祉事務所】

第1 趣旨

海難による人身事故のため、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を実施するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国の各関係機関、非常災害対策本部、現地対策本部等に応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

- (1) 市は、負傷者等への医療及び救護措置を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して「救護班」を編成し、派遣するとともに、淡路広域消防事務組合に要請して迅速に患者搬送を行う。
- (2) 市は、災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、「救護班」の派遣を要請する。
- (3) 市は、流通備蓄により医薬品の確保を図るとともに、現物備蓄を推進する。また、淡路県民局・洲本健康福祉事務所（保健所）、淡路広域消防事務組合、南あわじ市医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努める。

3 船舶火災における消火活動

船舶火災に関する消火活動については、第五管区海上保安本部と十分連携を図る。また、臨海部の火災について、必要に応じ、第五管区海上保安本部に協力を要請する。

4 こころのケア対策

市は、被災者等のこころのケア対策について、県の実施する相談、カウンセリング等の実施に協力する。

船舶所有者等は、乗客、乗組員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策に最大限努力する。

5 交通・輸送対策

自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第4節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

6 重油等の防除対策

(1) 沿岸海域における防除対策

- ① 県、市は、重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合、以下の措置を講じる。
 - ・ 必要となる油防除資機材の調達
 - ・ 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（浮流・漂着の監視として、第五管区海上保安本部と連携をとり、必要に応じて、役割分担をし、県調査船及び漁船等で行う海上監視、市・洲本土木事務所等で行う陸上監視、県及び県警ヘリコプターによる航空監視を行う。）
 - ・ 県、市は、管理区域である港湾、海岸等において、第五管区海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行う。
 - ・ 淡路広域消防事務組合、消防団は、現場周辺において避難誘導活動を行うとともに、火災の発生に備える。

(2) 陸岸における回収作業

- ① 市は、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、計画を策定したときは、速やかに県に報告する。
- ② 市は、作業計画を策定するにあたり、漁業関係者、観光業者等の意見を聴く。
- ③ 市は、重油等の漂着状況及び改修状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的な回収処理がなされるよう、施策の実施に努める。
- ④ 被害を受けた地域の住民は、消防団、自主防災組織等を中心として、市と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

(3) 回収後の処理

この計画においては、収集された排油等の廃棄物を産業廃棄物とする。

重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた指定海上防災機関も同様の責任を負う。

県は、船舶所有者に対し、集積された廃油等の収集、運搬及び処分につき、廃棄物処理基準に従い、適正に行われるよう指導するとともに、処分を他の者に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に取り扱わせるよう指導するとともに、その処理にあたって生活環境保全上支障が生じないように指導する。

県は、後の補償交渉を考慮し、廃油等の処理方法について、防除措置義務者から委託を受けた指定海上防災機関を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議する。

※ ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故により海岸に漂着した油について、平成9年1月23日付厚生省通知で、「……廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された廃油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」とされた。

7 ボランティアの派遣・受け入れ

自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第18節「災害ボランティアの受け入れ」に定めるところによる。

8 現場作業者の健康対策

- (1) 市は、回収作業従事者の健康保持に努める。また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示する。
- (2) 市は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ洲本健康福祉事務所に報告を行う。
- (3) 市は、回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

9 汚染魚介類の流通防止

県、市は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努める。

10 災害情報の提供

(1) 基本方針

- ① 被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、関係各機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- ② 情報の公表及び広報活動の際、その内容について、関係各機関と相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮する。
- ③ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- ④ 情報伝達にあたっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
- ⑤ 必要に応じ、発災後、速やかに関係者等からの問合せに対応するように人員配置等に努める。

(2) 広報の主な内容

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況等）
- ② 被災者の安否及び収容先病院に関する情報
- ③ 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ④ 重油等危険物の漂流及び漂着状況

- ⑤ ボランティアの受入状況
- ⑥ 相談窓口の設置状況
- ⑦ 重油等の回収状況
- ⑧ 環境への影響

(3) 広報の方法

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② CATV（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機
- ③ ホームページ、防災ネット等による広報
- ④ 市・県提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑤ 市広報紙

11 二次災害の防災対策

県、市は、重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じて、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等を呼びかける。

4 災害復旧計画

第1章 基本方針.....	事海 4-0-47
第2章 住民生活等への対応.....	事海 4-0-47
第3章 漁業・水産関係の復旧.....	事海 4-0-47
第4章 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧.....	事海 4-0-48
第5章 環境対策.....	事海 4-0-48
第6章 災害義援金の募集等.....	事海 4-0-48

第1章 基本方針

第1 基本方針

重油等の流出事故を想定した復旧対策について定める。

- 1 国、県及び市は、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。
- 2 国、県及び市は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。
- 3 国、県及び市は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

第2章 住民生活等への対応

【市民福祉部】

第1 住民生活等への対応

- 1 市は、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、関係防災機関等の協力のもと、被災地において、臨時被害相談所等を設置し、要望、苦情等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努める。
- 2 市は、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどして関係者からの問合せに応じる。

第3章 漁業・水産関係の復旧

【産業建設部】

第1 漁業・水産関係の復旧

- 1 県、市は、安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行う。
- 2 県、市は、国の機関及び民間の機関と協力し、海洋汚染の漁業への影響を調査し、漁業関係者に対し情報を提供する。

第4章 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧

【産業建設部】

第1 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧

- 1 県、市は、回復宣言後も新たな油塊が漂着していないかを継続してパトロールするとともに、漁業者、住民等からの通報体制を確立する。
- 2 県、市は、新たな油塊が発見された場合に迅速に処理するため、油回収班を置くなど、漂着がなくなるまで回収体制の継続に努める。
- 3 特に、徹底して重油等を除去すべき場所においては、回復宣言後も必要に応じ、調査、回収を継続する。

第5章 環境対策

【市民福祉部、産業建設部】

第1 環境対策

県は、調査船を用いて、必要に応じて、浮遊重油等の海域となる漁場若しくは当該海域で採取される魚介類・海藻類への影響調査を実施し、併せて、流出油漂着後の水質、底質、油分などの長期モニタリング調査、海岸生態系モニタリング調査、鳥類等の被害状況調査、海洋汚染の大気への影響調査等を実施する。

市は、県の調査に協力するとともに、調査結果について、ホームページ、戸別受信機、防災ネット、広報紙等を通じて、住民へ情報提供する。

第6章 災害義援金の募集等

【総務企画部】

第1 災害義援金の募集等

災害発生に際し、被災者等に対する義援金の募集を必要とする場合は、関係機関と共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を実施する。

ただし、住民に直接的な身体・財産の損害が発生していない場合については、この限りではない。